令和3年度第4回名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会 会議録

- 1 日時 令和3年7月16日(金)午前10時~午前11時
- 2 場所 名古屋市役所 12 階 西 12C 会議室
- 3 出席者 審議会委員 土屋 武志 会長 南部 初世 津金 美智子 委員 相原 佑好 店橋 功 居関 和昌 森 義裕 委員 森 委員

4 傍聴者数 10名

事務局

5 議題

- ・請願について(公開)
- ・高坂小学校としまだ小学校の統合に関する個別プランについて(公開)

総務部長はじめ11名

6 議事

No. 1

☆ ➡ ≯	☆ ⇒
発言者	発言
事務局	それではお待たせをいたしました。ただいまより、名古屋市子どもい
	きいき学校づくり推進審議会を開催させていただきたいと存じます。私
	は本日進行役を務めさせていただきます、教育委員会教育環境計画室長
	の荒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
	本日でございますけれども、全員 10 名の方のうち、9 名の委員の方に
	ご出席をいただいております。名古屋市子どもいきいき学校づくり推進
	審議会条例第7条第2項によりまして、本会議が成立しておりますこと
	をご報告をさせていただきたいと存じます。
	初めに、2点、ご案内を申し上げます。
	1 点目は、災害発生時の対応についてでございます。万が一、災害が
	起きた場合の対応でございますけれども、今、入室をいただきました出
	入口から、職員の指示に従って避難をしていただきますようお願いをい
	たします。
	それから2点目、会議の公開についてでございます。本審議会は、名

発言者 発 言 古屋市情報公開条例第36条の規定によりまして、公開が原則となって おります。そのため、非公開情報を審議する場合などを除きまして、公 開とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたしま す。本日の傍聴者は10名でございます。 傍聴される方にお願いを申し上げます。名古屋市子どもいきいき学校 づくり推進審議会の会議の傍聴要項第4条によりまして、傍聴者の方に つきましては、静粛を旨としていただき、配布をさせていただきました 傍聴者の方へ、に記載のあるとおり、会議場における言論に対して、拍 手その他の方法により、公然と可否を表明しないことや、会場内での、 写真、ビデオ撮影、録音等は行わないこと等を遵守いただきますよう、 よろしくお願いをいたします。 また、会議に先立ちまして事務局より1点、ご報告をさせていただき たいと存じます。開催案内等でお知らせをしておりました。御園小学校 と名城小学校の統合に関する個別プランの諮問について、でございます が、準備が整いませんでしたことから、本日のところは諮問を見送りま して、次回以降にご審議をいただけるよう準備を進めてまいりたいと思 いますので、よろしくお願いをいたします。 それでは初めに、総務部長の五味澤より、1 言ご挨拶を申し上げさせ ていただきます。 (あいさつ) 事務局 本日お手元に配布をさせていただきました資料の確認をさせていた だきます。 (資料確認) ありがとうございました。それではここからの進行につきましては、 会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。 次第に入る前に、審議会あてに3件、請願がございました。また審議 会長 に先立ちまして請願者から口頭陳述を行いたい旨、申し出が3件ありま した。会議の運営上、1人につき3分以内で陳述を許可したいと思いま すがいかがでしょうか。 委員一同 異議なし。 会長 よろしいでしょうか。それでは陳述を許可したいと思います。陳述人 の方、前にお願いいたします。口頭陳述は3分以内でお願いします。陳 述が終わりましたら傍聴人の場合は傍聴席へ移動してください。傍聴人

-7\c,	No. 3
発言者	発言
	でない場合は退席をお願いします。
口頭陳述者	(口頭陳述)
会長	では、2人目の方。
口頭陳述者	(口頭陳述)
会長	では、3人目の方。
口頭陳述者	(口頭陳述)
会長	それでは口頭陳述が終わりましたので、請願の審査に入ります。 まず事務局から説明をお願いいたします。
事務局	お手元配布の通り、3件の請願がございます。 請願第8号、第9号及び第10号いずれも、「審議会の運営に関する請願」となっており、高坂小学校・しまだ小学校の統廃合計画諮問案の審議の中止を求めるものでございます。 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例第2条において、当審議会は、「教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の規模の適正化に関する事項について調査審議する」とされております。 審議会の日程につきましては、事務局から各委員のご予定を事前にお聞きし、できるだけたくさんの委員が参加できるように決定しているところでございます。また、様々なご心配をいただいておりますが、私どもといたしましては、保護者・地域の皆さまに、丁寧な説明を心掛け、取り組んでまいりたいと考えております。 説明は、以上でございます。
会長	はい。説明が終わりましたので、委員の皆様ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、第8号、第9号及び第10号、いずれも会議の運営上の関係もありますことから、ご意見として承るということでいかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。 それでは、本日の審議に入らせていただきますが、先ほど事務局から 報告がありました通り、御園小学校と名城小学校の統合に関する個別プ ランの諮問でございますが、本日までに準備が整わなかったということ

発言者 発 言 ですので、今回は諮問を見合わせ、次回以降に改めて諮問したいという 申し出がございました。このため、本日は令和2年12月の当審議会で 諮問いただきました、高坂小学校としまだ小学校の統合に関する個別プ ランひとつになります。 前回の審議会で、本日は答申案をまとめさせていただくことをお伝え しておりましたが、その前に事務局からしまだ小学校の敷地の液状化に ついて報告がございます。それでは、資料の説明をお願いします。 事務局 (説明) 会長 よろしかったでしょうか。 液状化については、これまでの会議でもたびたび議論になっています ので、この調査結果につきましては、本日欠席の委員を含めて事務局か ら説明していただきました。当審議会としても、統合校の新校舎を安全 なものにというのは、これまでもお願いしてきたところですので、この ことは答申にも反映させたいと考えているところです。 それでは、この調査結果も含めまして、答申の審議に入りたいと思い ます。委員の皆様には、事前に答申案の骨子を見ていただき、貴重なご 意見をいただきましてありがとうございます。本日ご欠席の委員を含 め、皆様の意見を反映させる形で、事務局とも調整しながら作成させて いただきました。 天白区の取り組みにつきましては、前回までのところで、ひととおり 課題の整理ができたと思いますので、本日は私の方で答申について案を まとめてまいりました。答申の大まかな形式は、4月に本審議会で答申 した港区のものを参考にして、各委員にも事前にご意見を伺いながら作 成しました。本日は、この案をもとにこれまでの議論をまとめ、答申を 固めたいと考えています。皆さまのご協力をお願いします。 資料2をご覧ください。まず、答申の全体像です。資料2の1枚目が 答申本文です。1枚はねていただき、添付資料として、「高坂小学校とし まだ小学校の統合に関する個別プラン(答申)について」を別紙1とし ています。また、別紙2として、諮問文を添付いたしました。 答申本文につきましては、これまでの議論を踏まえ、諮問を受けた個 別プランについて、「次の点に留意して取り組みを進めて下さい」とし たいと考えています。そして、取り組みを進めるうえで特に重要な留意 点を3点、簡潔に掲載しております。この3点は、これまでの審議にお ける議論をもとに作成しています。 答申本文を説明する前に、1枚はねていただいた、別紙1をご覧くだ さい。「答申に係る配慮事項」として、(1)から(3)の3項目にまとめ ました。これまでの審議における委員の皆様のご発言などをもとに、続

くページに、「審議の経過」として、これまでの審議の記録を記載しま

発言者 発言

した。

別紙1では、これまでの審議でいただいたご意見をもとに「新しい学校づくり」、「施設整備の方向性」、裏面に移っていただいて、「通学の安全・通学区域」の3項目に整理しています。

「施設整備の方向性」②の破線部分は、本日事務局から報告のあった、 液状化に関するボーリング調査の結果についての記載です。私が事前に 伺っておりました内容を基に、予め答申案に記載させていただきまし た。それでは、少しお時間をとりますので、別紙 1 の(1)から次のペー ジの(3)まで、一度、ご精読いただければと思います。

よろしかったでしょうか。いずれも重要な内容ですが、この(1)から(3)を基にして、答申本文の留意点を3点にまとめてみましたので、順に説明します。

まず、1点目です。統合校、いわゆる新しい学校づくりでは、保護者や地域の方々の様々な意見を踏まえながら検討を進めていくことになると思いますが、大切なことは、子どもを中心に、その学びや育ちをどのように充実させていくかという視点ではないかと思います。そのためには、教職員だけでなく、教職員、保護者、地域が一体となって子どもたちに関わっていくことが重要と考え、「教職員、保護者、地域が一体となって子どもたちを見守り、その成長を支えることができるよう、新しい学校づくりのための協議に取り組むこと」としました。

次に、2点目です。当審議会では、新校舎を建設するしまだ小学校の 敷地の状況について、審議を重ねてきました。統合校は、子どもが安心 して通える学校とすることはもちろんのことですが、この統合では、校 舎等を全面的に建て替えるプランとなっていますので、統合校が目指す 学校ビジョンの実現に向けた施設整備ができるだろうと期待していま す。そこで、「施設整備にあたっては、安心・安全かつ統合校が目指す学 校ビジョンの実現が図れるような学校施設となるよう取り組むこと」と しました。

最後に、3点目です。天白区のケースでは、実際に、私たち審議会委員が現地調査を行い、起伏のある地域であることも確認しています。そうした中で、統合により通学距離が長くなってしまうことによる児童の負担や、安全面への配慮は特に重要であると考えています。統合時に、通学距離が非常に長くなる児童もいます。このため、3点目として「起伏のある地域であることを踏まえた通学の負担面・安全面などを考慮し、統合時に通学距離が非常に長くなる児童については、通学条件などを勘案し、通学区域の柔軟な対応を検討すること」としました。

この3点は、別紙1「答申に係る配慮事項」の(1)から(3)に対応する形でまとめさせていただきました。答申本文の3つの留意点は、別紙1の(1)から(3)それぞれで、詳しく説明され、補足されていると

発言者 発 言 いう構成になっています。 答申本文の最後に添付資料として別紙があることを明記し、答申とし て一体であることが分かるようにしています。これは、港区の答申に合 わせた形です。 なお、各委員にご説明する中で、「新しい学校づくり」の 2 点目に、 具体的な例示を記載したらどうかというご意見をいただきましたので、 「統合前から両校の子どもや保護者、地域住民同士の交流活動を進める ことなど」との文言を記載しています。 もうひとつ、跡地の活用について、何らかの文言を入れてはどうか、 とのご意見もいただきました。跡地については、前回、私からも何らか 答申に入れてはどうかと申し上げましたが、改めて考えてみますと、跡 地については、統合の決定後、名古屋市において対応すべきものであり、 今回の諮問にもこの件について触れられていません。このため、私とし ては、そこまで審議会として踏み込めないかなと思い、答申への記載は 見合わせたいと考えております。 以上、説明が長くなりましたが、天白区の取り組みにつきましては、 別紙1及び別紙2を添付し、これらを含めて答申としたいと思います。 委員の皆さんには、事前にご意見をいただいておりますが、何かご発言 はありますでしょうか。 答申の留意事項の1点目ですが、「教職員、保護者、地域が一体となっ 委員 て」とありますが、教育委員会ではなく、教職員、保護者、地域が主語 となっている文書には、違和感を禁じ得ません。 会長 他、いかがでしょうか。または、関連ありますか。 この子どもいきいき学校づくり計画は、教育委員会が主導して進めて いくという流れですので、「教職員、保護者、地域が一体となって」とし ていますが。 今ご指摘があった点ですが、もちろん、教育委員会は今後も関わるわ 委員 けですけれども、このステップ2の後の説明や協議においては、やはり 主役は地域の方ということになりますので、教育委員会をここに入れる と少し違和感があるような感じがします。 事務局 すいません、事務局の方から説明をさせていただきます。お手元のフ ァイルに、ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画の冊子、黄色い冊子で すけれども、ありますでしょうか。こちらの 14 ページをご覧ください。 この14ページに、取り組みの進め方に関することということで、5つの 段階が書かれてございまして、ステップ5の新しい学校づくり、まさに 今このことについて、答申の留意点ということでご議論いただいており

発言者 発 言 ます。新しい学校づくりの説明のところには、統合校の開校に向けて具 体的な学校づくりについて、保護者、学校地域と教育委員会が協議を進 めるということで、先ほど委員からもご指摘いただきました通り、教育 委員会もこの協議の中には入ってくるものと考えてございます。 その上で、先ほど答申の本文、資料2の1枚目をご覧いただきますと、 「教職員、保護者、地域が一体となって、子どもたちを見守り、その成 長を支え」ていくというように、学校を支える保護者さんですとか、地 域の方、そうした方々の協力体制がとれるような新しい学校づくりのた めの協議に取り組むというメッセージは、すぐ上の答申本文に書かれて おりますように、「次の点に留意して取り組みを進め」るという教育委員 会に向けられたものと、私どもは理解しております。このため、この中 に教育委員会という言葉がなくても、答申を受け取らせていただくこと によって、この協議の一員である教育委員会も、保護者さん、地域の方、 そして教職員の方と一緒になって、統合を進めていくものだというふう に考えておるところでございます。 私も、当たり前のこととして教育委員会が主導していくことになりま 委員 すから、わざわざ入れることはないと思います。 委員 名古屋市公立学校の設置主体は名古屋市、教育委員会であり、その学 校が地域で独立して成り立っているわけではありません。ですから、名 古屋市教育委員会は設置者としての責任があるということになります ので、ここにあえて入れる必要はないと私は思います。 感想になりますが、1点目として、学校教育を主体に答申を出すとい うことが大事なことではないかと思います。学校教育を主として行うの は教職員ですし、そこで学ぶ子供たちが主体になるわけですから、子ど もにとって最善の学校となるようなビジョンをここで打ち立てていく ことが、まずもって大事なことだと感じております。 この答申は、教育委員会に宛てたものですので、教職員、保護者、地 委員 域が主語となる文書は不自然だと思います。 私としては、教育委員会が諮問して、教育委員会に答えるわけですか 会長 ら、教育委員会は当たり前のことだと思っています。逆に教育委員会が 入ってないところは、教育委員会は関係ないのかというと、これも違う と思います。先ほど事務局からも説明があったように、この計画自体が、 名古屋市教育委員会が作って名古屋市教育委員会が進めているもので すので、教育委員会が勝手に進めるということではなくて、保護者や地 域の人達、教職員が、きちんとそこに加わっていくという意味でのメッ

セージというようにしたところでございます。

₹\ `` +\.	No. 8
発言者	発言
委員	我々が、教職員、保護者、地域について言及することは僭越であり、 不要だと思います。
委員	いろいろ議論されていますが、思いは皆さん一緒かなと思います。皆さんのご発言から、みんなが一緒になってやっていかないといけないという思いは一緒だと思いますので、この「教職員、保護者、地域が」というところ、ここが主語のように書かれていると、この3者だけが一体と、というように読めてしまうので、「教職員、保護者、地域と」としていただければ、教育委員会に対して答申をしているわけですから、主語は教育委員会となります。「教職員、保護者、地域と一体となって」とすればいいのではないでしょうか。
会長	私としては、この場で文言修正して整えさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは、「教職員、保護者、地域と一体となって子どもたちを見守り、その成長を支えることができるよう、新しい学校づくりのための協議に取り組むこと」ということを教育委員会に答申することで、教育委員会が取り組むということになると思います。 この修正案で答申の修正としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	ありがとうございます。皆さんも先ほどから言われているように、どこかが勝手にやるということではなく、対話をしながら、という意味合いで修正させていただきました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、先ほどの修正を踏まえた形で答申とさせていただきたいと思います。別紙1の3枚目、2の審議経過の最後に本日の日付と高坂小学校としまだ小学校の統合に関する個別プランについて答申した、という文言を付け加えさせていただき、体裁を整えて答申とさせていただきます。
委員	この破線はつけるのでしょうか。
会長	それは外します。そこも含め、体裁を整えて最終的に答申とさせてい ただきます。 ありがとうございました。答申につきましては、改めて各委員へも送

発言者	発 言
	付いたしますので、よろしくお願いいたします。
会長	最後、その他について、委員の皆さんも含めて他にご意見等ありませんでしょうか。 特にないようですので、以上をもちまして名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会を終了します。本日は高坂小学校としまだ小学校の統合に関する個別プランについての審議について、答申という形でまとめさせていただきました。 皆さま、本日は本当にありがとうございました。